

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

係長級（課長補佐）に占める女性割合を 令和 7 年 3 月末までに 30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 各種手引きを作成し、法人内において女性が長く働きやすい環境をつくる
「産休・育休等についての手引き」作成 （平成 28 年 4 月～）
「介護休業等についての手引き」作成 （平成 28 年 10 月～）
- 育児休業からの復帰者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・
育成に関する研修を行う （平成 29 年 4 月～）
- 職階に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成の支援等を行う
（平成 29 年 4 月～）
- 令和 3 年 4 月～ 現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっ
ていないか、男女公正な評価基準になっていないかを精査し、必
要に応じて新しい評価基準を検討する。
- 令和 3 年 8 月～ 係長級の職員対象研修において、キャリアアップへの意識啓発
を目的としたプログラムを追加する。
- 令和 4 年 4 月～ 新しい評価基準について試行開始する。
- 令和 5 年 4 月～ 新しい評価基準に基づく評価を導入する。